

東京国際文化芸術祭実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、東京国際文化芸術祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 東京国際文化芸術祭を通して芸術文化の力で東京の魅力を打ち出していくことを目的として実行委員会を設置する。

(業務内容)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 東京国際文化芸術祭事業の企画に関すること。
- (2) 東京国際文化芸術祭事業の実施に関すること。
- (3) その他、実行委員会の運営に必要なこと。

(構成)

第4条 実行委員会の委員は、別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 監事

2 委員長は、委員の中から互選により決定する。

3 監事は、委員長が指名する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、業務を統括する。

2 委員長に事故等があるときは、委員長代行を互選し、職務を代行する。

3 監事は、実行委員会の経理及び業務の状況を監査し、必要に応じ、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第7条 委員及び監事の任期は、第14条の規定により実行委員会が解散するまでとする。

ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者

が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(総会)

第8条 委員長は、必要に応じて委員を招集し、総会を主宰する。ただし、委員の要請があった場合には、その都度招集する。

- 2 委員は総会に出席し、事業実施に必要な事項の審議等を行う。なお、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任することができる。
- 3 実行委員会は、委員の過半数の出席が無ければ総会を開催することができない。
- 4 実行委員会に関する重要事項は、総会で協議し、出席委員の過半数の同意の上決定する。
- 5 第3項及び前項の規定にかかわらず、委員長が委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、委員の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する委員会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 6 総会において出席委員の過半数の同意があった場合、東京国際文化芸術祭事業に資する高度な知見を有する団体に所属する者を、企画運営参画として継続的に出席させ、その意見を徴することができる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係又は専門的知識を有する者等を実行委員会に出席させ、その意見を徴することができる。
- 8 総会はオンラインによる実施を妨げないものとする。

(専門部会)

第9条 実行委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、実行委員会に付議すべき事項について審議し、決定する。
- 3 専門部会の設置に関して必要な事項は、別途定める。

(守秘義務)

第10条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（実行委員会の資料の内容のほか、実行委員会における議事内容等を含む。）について、その秘密を保持しなければならない、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(議事及び資料の公開)

第11条 実行委員会の議事の内容及び資料の取扱いは、関係法令に則り、適切に対応する。

(事務局)

第 12 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を 1 名及び事務局次長 1 名を置き、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、事務局業務を管理する。

4 事務局次長は、事務局長の職務を補佐する。また、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。

5 事務局は、東京都生活文化局文化振興部内に置く。

6 事務局及び職員に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(謝金の支払)

第 13 条 事務局は、委員及び監事に対し謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、東京都生活文化局各種委員会等委員謝礼基準に準じて支払う。

(解散)

第 14 条 実行委員会は、第 2 条の目的を達したときは、解散する。

(経費)

第 15 条 実行委員会の事業遂行に関する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 運営経費の取扱いに関しては、別途定めるものとする。

(事務規程等)

第 16 条 実行委員会に関わる事務取扱規程は別途定めるものとする。

(会計年度)

第 17 条 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(出納の閉鎖)

第 18 条 実行委員会の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。

(補則)

第 19 条 本規約に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 3 月 30 日から施行する。

別表 1

東京国際文化芸術祭実行委員会 委員

役職等
一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク理事
公益財団法人東京観光財団総務部企画調査担当部長
公益財団法人東京都歴史文化財団副理事長
東京芸術文化評議会会長
東京商工会議所地域振興部長
東京地下鉄株式会社広報部長
東京都交通局企画担当部長
東京都生活文化局文化振興部長
東日本旅客鉄道株式会社マーケティング本部まちづくり部門開発戦略ユニットリーダー

別表 2 - 1

東京国際文化芸術祭実行委員会事務局長

役職等
東京都生活文化局文化戦略推進担当部長

別表 2 - 2

東京国際文化芸術祭実行委員会事務局次長

役職等
東京都生活文化局文化振興部事業推進担当課長